第１号様式　　　　　　　　　　　主要事業の進行状況報告書　　　　　　　平成 24 年３月 31 日

８６	建設局	都道のバリアフリー化
事業概要	東京都では、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」や「東京都福祉のまちづくり条例」に基づき、都道における歩道勾配の改善や段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置などバリアフリー化に取り組んでいる。 なかでも、区市町村が定める移動等円滑化基本構想で位置づけられ、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設（駅、官公庁、福祉施設等）を結ぶ都道のうち、多数の高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行われる特定道路に指定された区間を重点的に整備している。また、基本構想が未策定であっても、将来区市町村が基本構想を策定した場合、特定道路に指定されるべき道路を想定特定道路と位置づけ、バリアフリー化を進めている。	
これまでの経過	平成 12 年度　「交通バリアフリー法」施行 平成 18 年度　「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」 （バリアフリー新法）施行 平成 20 年度　「東京都福祉のまちづくり条例」改正 平成 23 年度　「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」 （バリアフリー新法）改正 これまで、「東京都福祉のまちづくり条例」や「交通バリアフリー法」、「バリアフリー新法」に基づいて、特定道路のバリアフリー化を進めてきた。 平成 23 年度にバリアフリー新法が改正され、省令で定められた道路の移動等円滑化基準が条例へ委任されることから、庁内において検討会を開催している。 現在、区市町が定める移動円滑化基本構想に位置づけられた都道のうち特定道路に指定された区間は、72㎞あり、そのうち、平成 22 年度末で 69㎞完了した。 また、想定特定道路は255㎞あり、そのうち、平成22年度末現在で172㎞完了した。	
現在の進行状況	平成 23 年度事業 ・杉 並 田 無 線（杉並区井草２丁目～４丁目） ・杉並あきる野線（あきる野市秋川１丁目～二宮） 他 16 か所 計　　9.4㎞	
今後の見通し	今後とも、特定道路、想定特定道路について、誰もが安全で快適に利用できるよう、都道のバリアフリー化を推進していく。 また、道路の移動等円滑化基準に関する条例（仮称）の制定に向け調整等を行っていく。	

問い合わせ先	建設局　道路管理部　安全施設課	電話	03-5320-5302